

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月27日
【会社名】	株式会社 I D ホールディングス
【英訳名】	ID Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 舩越 真樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区五番町12番地 1
【電話番号】	03 (3264) 3571 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート戦略部長 原 尚子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区五番町12番地 1
【電話番号】	03 (3262) 5177
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート戦略部長 原 尚子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年6月20日開催の当社第57期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ) 配当財産の種類

金銭

ロ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円00銭 配当総額774,289,890円

ハ) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

(1)第21条の変更は、取締役の任期を「2年」から「1年」に短縮するものです。

(2)第29条の変更は、監査役の定員を「4名以内」から「4名」に限定するものです。

(3)第30条の変更は、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものです。

(4)第31条の変更は、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、船越真樹、高橋かおり、小島恭、西川理恵子、白畑尚志、Thomas Owsley Rodes（通称名 Toby Rodes）、小林泰子の各氏を選任するものです。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加藤剛氏を選任するものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、坂本康氏を選任するものです。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

2015年6月18日開催の第47期定時株主総会において承認された株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」へ移行するとともに、対象者を当社およびグループ主要子会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役員および役員待遇者とする
ことならびにその他所要の変更をするものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案	126,244	83	0	（注）1	可決 99.93
第2号議案	126,263	64	0	（注）2	可決 99.94
第3号議案					
船越 真樹	126,110	217	0	（注）3	可決 99.82
高橋 かおり	126,037	290	0	（注）3	可決 99.77
小島 恭	126,109	218	0	（注）3	可決 99.82
西川 理恵子	125,981	346	0	（注）3	可決 99.72
白畑 尚志	126,054	273	0	（注）3	可決 99.78

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
Thomas Owsley Rodes （通称名 Toby Rodes）	125,938	389	0	（注）3	可決 99.69
小林 泰子	126,093	234	0	（注）3	可決 99.81
第4号議案	125,905	422	0	（注）3	可決 99.66
第5号議案	125,981	346	0	（注）3	可決 99.72
第6号議案	113,187	13,139	0	（注）1	可決 89.59

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上